

## 高齢者、医療費が1割から2割にアップするのはこんな人

日本における医療保険制度では、75歳の誕生日を迎えると、それまで加入していた国民健康保険や健康保険、共済組合などから後期高齢者医療制度に移行します。当該制度における医療費の自己負担割合は原則1割、現役並み所得者が3割でしたが、2022年10月より、新たに2割負担の枠が設けられました。

### ●2割負担になる「一定以上収入のある人」とは？

2割負担の対象となるのは、単身世帯で年収200万円以上、2人以上世帯だと年収320万円以上など、一定以上の収入がある人です（下図）。加入者の約20%にあたる約370万人が1割から2割に移行する模様です。負担割合見直しの背景には、人口

構造上、大規模な集団である団塊の世代が、2025年には全員75歳以上になり、医療費の増大が見込まれることがあります。ちなみに、2022年度の予算ベースでは、後期高齢者医療制度の医療費は総額で約18.4兆円となっており、そのうち現役世代からの支援金が6.9兆円、公費（税金）が8.0兆円を占めています。

75歳以上となれば、複数の疾患を抱えて日常的に通院を余儀なくされる人が多いと思います。どのような背景があるにせよ、暮らしのさまざまな出費がかさむ昨今、外来窓口での支払いが2倍になるのは厳しいと言わざるを得ません。そのため、2025年9月30日までは、1か月当たりの負担増加額を3000円までに抑える配慮措置がとられます。

### ●高額療養費で負担は抑えられる

たとえば、1割負担のときに5,000円を支払っていた人が2割負担になると1万円の支払いになりますが、増加した5,000円のうち2,000円が後日払い戻されます。払い戻しは高額療養費制度の仕組みを使って行われます。また、個人ごとに合算した外来での医療費が18,000円を超えた場合は、超えた分の金額が高額療養費として還付されます（年間上限144,000円）。

入院や手術となればさらに自己負担はかさみますが、外来と入院の医療費を世帯で合算した金額にも限度額が設けられており、57,600円を超えた金額が還付されます（多数回該当44,400円）。世帯に複数の被保険者がいる場合は、世帯員ごとの自己負担額に応じて高額療養費を按分します。ここでいう世帯とは、後期高齢者医療制度に加入している人のこと

で、別の医療保険に加入している人との合算はできません。高額療養費に該当した場合、診療を受けた月から約4か月後に、後期高齢者医療広域連合から「後期高齢者医療高額療養費支給申請書」が郵送されます。過去に高額療養費を受け取っている人は口座登録されていますから、自動的に振り込まれます。まだ未登録で2割負担となる場合は「高額療養費支給事前申請書」が送られてくるので、手続きを済ませておくとう安心です。

### ●治療中の親が亡くなったとき

高齢者に限りませんが、治療の甲斐なく亡くなってしまった人に、受け取れるはずだった高額療養費がある場合、相続財産として遺産分割協議の対象となります。原則として、相続人の代表者が手続きを行うことにより支給されますので、保険者に連絡するのを忘れないようにしましょう。

（クルー 内藤真弓）

### 【75歳以上の医療費 自己負担割合判定チャート】

